

理化学研究所による雇止めの無効の判決を求める要請署名

原告は、理化学研究所(理研)による 2023 年 3 月末の大量雇い止めにより研究チームリーダーから一研究員に降格となり、2011 年 4 月から取り組んできた研究チームを失いました。

原告の研究(生体組織を蛍光で非侵襲的に可視化し、がんの早期検出に応用する研究)は、理研第 4 期中長期目標・計画(2018 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)に位置付けられており、日本学術振興会から 2022 年度から 2024 年度まで、科学研究費補助金(科研費)が交付されました。科研費は理研の承認を得て申請しており、原告は科研費支給対象期間である 2024 年度までは研究が続けられると認識していました。しかし、理研は、無期転換権の行使を阻止するため 2023 年 3 月 31 日に 10 年雇用上限を理由に雇止めに強行しました。幸いにも雇い止め反対の世論と運動によって、理事長特例で 2023 年 4 月以降の研究は継続されましたが、原告は、上級研究員に降格され、研究チームも解散となりました。尚、上記科研費の支給期間は 2025 年度まで延長されています。

原告は 2022 年 7 月、理研による降格処分を不服として、地位確認と損害賠償を求めてさいたま地方裁判所に提訴しましたが、地裁は、2024 年 12 月 20 日、原告の請求をことごとく退ける不当な判決を下しました。判決は、2011 年 4 月採用の募集要項を根拠に雇用期間は最長 2021 年 3 月までと判断しましたが、2011～2016 年度の契約書には雇用上限の記載はなく、2021 年 4 月、2022 年 4 月にも契約が更新されています。にもかかわらず当初から 10 年を超える更新について合理的期待はなかったとするのは契約更新の実態に反しています。また、科研費が 2025 年 3 月まで支給されるにもかかわらず、合理的期待を基礎づける事情ではないとしたのも実態に反しています。さらに判決は、研究チームが消滅したことを理由にチームリーダーとしての地位確認請求を却下しましたが、チームリーダーの原告が雇止めされたから研究チームが消滅したのであって判断が逆転しています。しかも、原告は 2023 年 4 月以降も同じ研究室・設備を使用して研究を継続していたのであり、この実態にも反しています。原告は、不当極まりない地裁判決に対して、東京高等裁判所に即時控訴しました。

なお、原告の 2023 年 4 月からの契約は 2025 年 3 月までの有期契約であり、2025 年 3 月で雇止めとなる状況でした。原告は、降格による研究の遅れをとり戻すため、2024 年 10 月に労働契約法 18 条の「無期転換ルール」に従い無期転換権を行使しました。これに対して、原告が無期雇用職員となった 2025 年 4 月以降、理研が原告の人権を無視し、原告を実験ができない環境に置いたことで、研究に著しい支障が出ています。

日本の科学研究の将来を見据え、研究者の研究を阻害させないためにも、研究者の雇い止めや無期転換権行使の阻止をさせないため、この東京高等裁判所の裁判、判決はとても重要です。司法の判断として雇止め無効の判決を強く要請します。